

佐野市消防団 再編計画



令和8（2026）年3月

栃木県佐野市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3節 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 本市消防団の現状と課題

- 第1節 消防団の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第2節 消防団が抱える課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 消防団の再編

- 第1節 消防団組織の再編・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 第2節 スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

資料編

- 佐野市消防団再編計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 30
- 佐野市消防団再編計画策定懇談会設置要綱・・・・・・・・ 31
- 佐野市消防団再編計画策定懇談会委員・・・・・・・・・・ 32

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

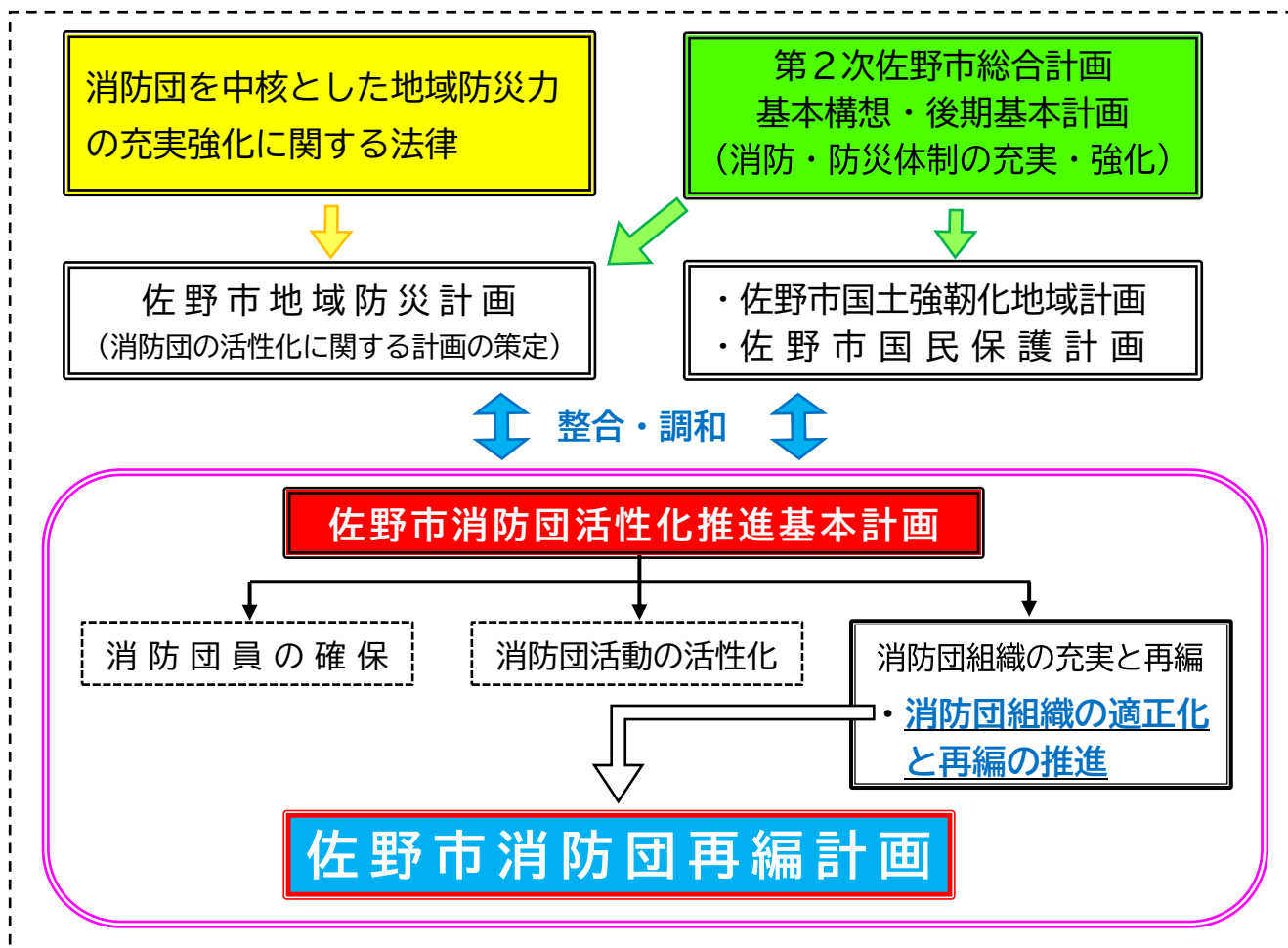
近年、豪雨や地震などの自然災害は激甚化・頻発化し、国内の至る所で広域かつ甚大な被害をもたらしています。これに伴い、消防団の役割は拡大するとともに地域住民の期待が高まっており、この変化に即応できる柔軟さと強靭さを兼ね備えた組織づくりが求められています。

一方で、少子高齢化や人口減少、就業構造の変化をはじめとする様々な要因により、消防団員数の減少に歯止めがかからない状況となっており、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化は喫緊の課題となっています。

本市では、令和5年3月に「佐野市消防団活性化推進基本計画」を策定し、消防団員の確保や消防団活動の活性化に関する具体的な施策の取組みを行っていますが、消防団組織の再編については、「別に計画を策定し、基本方針と推進方法等を明確にしたうえで実施するもの」としていることから、災害に即応できる体制の強化及び地域防災力の充実・強化を推進することを目的とし、「佐野市消防団再編計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

第2次佐野市総合計画後期基本計画に掲げる施策である「消防・防災体制の充実・強化」を推進するとともに、佐野市消防団活性化推進基本計画の基本方針である「消防団組織の充実と再編」及び他の関連計画の目的を達成し、もって消防団の災害対応力の向上を図るため、分団・班の統合をはじめとする消防団の再編と、組織体制等の見直しを行います。



第3節 計画期間

本計画は、「佐野市消防団再編計画」が策定され、新体制への移行が完了する令和8（2026）年度から令和9（2027）年度までの2年間とします。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2次佐野市総合計画 中期基本計画			第2次佐野市総合計画 後期基本計画			
佐野市消防団活性化推進基本計画						
/			佐野市消防団 再編計画		/	

第2章 本市消防団の現状と課題

第1節 消防団の現状

(1) 組織体制（図表1・2参照）

現在の組織体制は、平成17年2月の旧佐野市・田沼町・葛生町（以下「旧市町」という。）の合併時に、旧市町の組織体制を引き継ぐ形で組織されており、消防団長（以下「団長」という。）、副団長からなる団本部と、団本部に所属する団本部分団及び旧市町単位で編成する3つの支団並びに各支団に所属する複数の分団で構成されています。

① 団本部

団長1人と副団長9人の合計10人で構成し、副団長は支団ごとに3人（支団長1人、副支団長2人）が配置されています。副団長は各支団を担当し、所属する分団への管理監督及び指揮命令を行い、原則として支団単位で災害対応を行っています。

② 分団

ア 団本部所属の分団

団本部分団は、消防団が出動する市内全域の災害に出動し、団本部と分団間の情報伝達や災害現場の安全管理、資器材の搬送など、主に後方支援の活動を行っています。

また、団本部分団には女性消防団員が所属し、主に救急救命講習、火災予防広報等を行っています。

階級区分ごとの人数は、分団長と部長が各1人、班長2人と複数団員で構成されています。

イ 支団所属の分団

管轄区域ごとに31の分団で組織され、各分団は1から5班で構成されており、支団所属の分団が災害現場の前線で活動を行っています。

階級区分ごとの人数は、分団長・副分団長・部長（以下「分団三役」という。）が各1人、班ごとに班長2人と複数団員で構成されています。

(2) 人員配置 (図表3 参照)

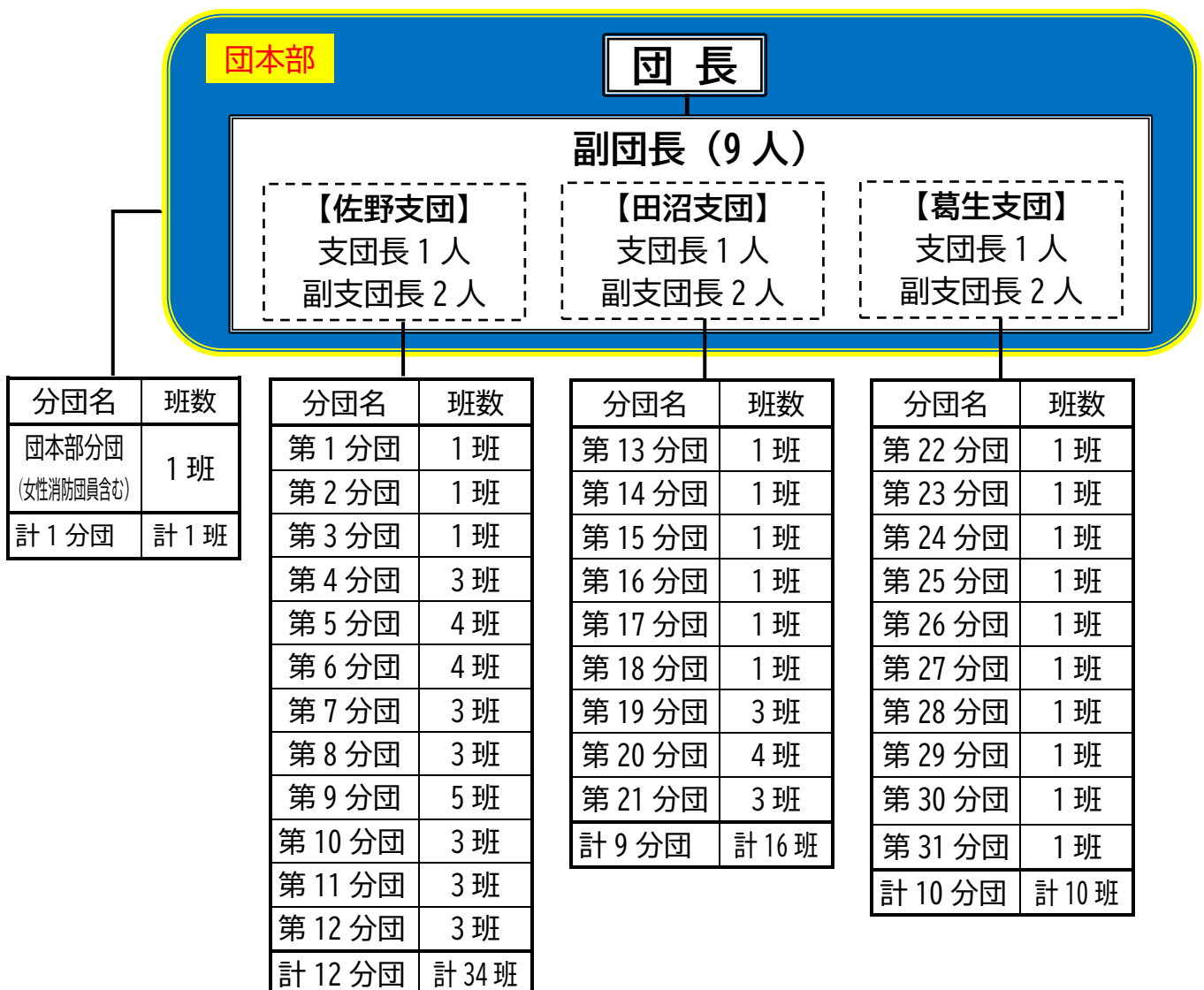
消防団員の条例定数は742人で、消防組織法に基づく階級区分の内訳は団長が1人、副団長が9人、分団長が32人、副分団長が31人、部長が32人、班長が122人、団員が515人となります。

(3) 機械器具置場と消防団車両 (図表4・5・6参照)

市内には61箇所の機械器具置場が配置されており、消防団車両は計62台が配備されています。消防団車両は、各班に送水能力に優れる消防ポンプ自動車(以下「ポンプ車」という。)又はポンプの取り外しが可能で機動力に優れる小型動力ポンプ付積載車(以下「積載車」という。)が配備されており、団本部の葛生支団に指令車1台、団本部分団に本部車1台が配備されています。

消防団組織体制

図表1



分団の所在地及び管轄区域

図表 2

令和 7 年 4 月 1 日現在

本部・支団・分団名		区分	所在地	管轄区域
団本部			富岡町 1391(消防本部内)	市内全域
団本部分団		第 1 班	栃本町 1491-4	
佐 野 支 団	第 1 分団	第 1 班	高砂町 675-3	久保町、相生町、高砂町、若松町、富岡町
	第 2 分団	第 1 班	大蔵町 2977	万町、伊賀町、本町、大蔵町、朝日町、大町、大橋町、天神町
	第 3 分団	第 1 班	金屋仲町 2434-3	天明町、大和町、亀井町、金屋下町、金屋仲町、金井上町、大祝町、金吹町、浅沼町
	第 4 分団	第 1 班	七軒町 2170-3	上台町、七軒町、寺中町、植野町、植上町、植下町、赤坂町、若宮上町、若宮下町
		第 2 班	寺中町 2436-3	
		第 3 班	植下町 413-1	
	第 5 分団	第 1 班	田島町 143	伊保内町、大古屋町、庚申塚町、田島町、君田町、船津川町
		第 2 班	船津川町 1196-1	
		第 3 班	伊保内町 3922	
		第 4 班	大古屋町 4809-1	
	第 6 分団	第 1 班	犬伏下町 1983	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、関川町、米山南町、町谷町、葦川町、富士町、大栗町、伊勢山町、黒袴町、西浦町、鍍塚町、栄町
		第 2 班	富士町 48-1	
第 3 班		鍍塚町 195		
第 4 班		黒袴町 495-5		
第 7 分団	第 1 班	堀米町 268-1	堀米町、奈良淵町、田之入町	
	第 2 班	堀米町 1207-1		
	第 3 班	奈良淵町 311-2		
第 8 分団	第 1 班	並木町 1774-1	小中町、並木町、免鳥町	
	第 2 班	小中町 221-1		
	第 3 班	免鳥町 766-1		
第 9 分団	第 1 班	馬門町 1531-2	飯田町、馬門町、高山町、高萩町、越名町、北茂呂町、茂呂山町	
	第 2 班	高萩町 355		
	第 3 班	飯田町 702		
	第 4 班	越名町 801-4		
	第 5 班	高山町 1772-1		
第 10 分団	第 1 班	村上町 232-1	村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町	
	第 2 班	高橋町 585-5		
	第 3 班	下羽田町 1085-1		
第 11 分団	第 1 班	赤見町 1219-3	赤見町	
	第 2 班	赤見町 3600		
	第 3 班	赤見町 4841-1		
第 12 分団	第 1 班	石塚町 1524-3	石塚町、出流原町、寺久保町	
	第 2 班	出流原町 1032-1		
	第 3 班	寺久保町 810		

本部・支団・分団名		区分	所在地	管轄区域
田 沼 支 団	第13分団	第1班	田沼町 566-10	田沼町、栃本町の一部 ※ 栃本町の一部に該当する区域は、下田沼町会・瓦町町会・原町町会と、下町町会のうち栃本町に係る区域
	第14分団	第1班	吉水駅前 1-19-1	小見町、吉水町、新吉水町、吉水駅前1丁目・2丁目・3丁目
	第15分団	第1班	栃本町 2047-6	栃本町 ※ 第13分団の区域を除く
	第16分団	第1班	多田町 940-3	多田町、山越町
	第17分団	第1班	戸奈良町 970-7	戸奈良町
	第18分団	第1班	戸室町 1057-1	戸室町、岩崎町、船越町
	第19分団	第1班	白岩町 484-2	御神楽町、長谷場町、白岩町、作原町
		第2班	長谷場町 430-1	
		第3班	作原町 813	
	第20分団	第1班	閑馬町 360-8	山形町、梅園町、閑馬町、下彦間町
		第2班	山形町 509-3	
		第3班	閑馬町 1382-6	
		第4班	下彦間町 987-6	
第21分団	第1班	飛駒町 1565-4	飛駒町	
	第2班	飛駒町 688-1		
	第3班	飛駒町 2827-5		
葛 生 支 団	第22分団	第1班	葛生東 1-11-8	葛生東1丁目、葛生西1丁目、長坂町、富士見町、山菅町、あくど町 ※ 本町(葛生)町会、倭町町会、相生町(葛生)町会、富士見町町会、山菅町会
	第23分団	第1班	葛生西 3-3-19	葛生東1丁目・2丁目・3丁目、築地町、宮下町、鉢木町、葛生西1丁目・2丁目・3丁目、嘉多山町、あくど町 ※ 泉町町会、万町(葛生)町会、松井町町会、宮本町町会、築地町会、片倉町会
	第24分団	第1班	中町 1268-8	中町
	第25分団	第1班	会沢町 662-3	会沢町
	第26分団	第1班	仙波町 70-1	豊代町、仙波町の一部 ※ 仙波町の一部に該当する区域は、岩崎(葛生)町会
	第27分団	第1班	牧町 123-2	牧町
	第28分団	第1班	仙波町 1733	仙波町(第26分団の区域を除く)
	第29分団	第1班	柿平町 459-2	柿平町
	第30分団	第1班	水木町 1038-1	水木町
第31分団	第1班	秋山町 696-1	秋山町	
計	32分団	61班		

団本部及び分団ごとの条例定数・実員数・充足率

図表 3

令和 7 年 4 月 1 日現在 単位：人

団本部・支団・分団		条例定数(A)	実員数(B)	(B)-(A)	充足率
	団本部及び団本部分団	32	27※	▲5	84.4%
佐野支団	第 1 分団	15	13	▲2	86.7%
	第 2 分団	15	11	▲4	73.3%
	第 3 分団	15	10	▲5	66.7%
	第 4 分団	33	22	▲11	66.7%
	第 5 分団	38	36	▲2	94.7%
	第 6 分団	42	29	▲13	69.0%
	第 7 分団	33	18	▲15	54.5%
	第 8 分団	31	23	▲8	74.2%
	第 9 分団	45	30	▲15	66.7%
	第 10 分団	31	27	▲4	87.1%
	第 11 分団	33	25	▲8	75.8%
	第 12 分団	33	33	0	100.0%
	佐野支団小計		364	277	▲87
田沼支団	第 13 分団	20	20	0	100.0%
	第 14 分団	15	13	▲2	86.7%
	第 15 分団	15	15	0	100.0%
	第 16 分団	15	14	▲1	93.3%
	第 17 分団	15	9	▲6	60.0%
	第 18 分団	15	15	0	100.0%
	第 19 分団	31	19	▲12	61.3%
	第 20 分団	39	21	▲18	53.8%
	第 21 分団	31	19	▲12	61.3%
	田沼支団小計		196	145	▲51
葛生支団	第 22 分団	15	16	1	106.7%
	第 23 分団	15	15	0	100.0%
	第 24 分団	15	14	▲1	93.3%
	第 25 分団	15	8	▲7	53.3%
	第 26 分団	15	12	▲3	80.0%
	第 27 分団	15	10	▲5	66.7%
	第 28 分団	15	12	▲3	80.0%
	第 29 分団	15	12	▲3	80.0%
	第 30 分団	15	14	▲1	93.3%
	第 31 分団	15	9	▲6	60.0%
	葛生支団小計		150	122	▲28
佐野市消防団合計		742	571	▲171	77.0%

※女性消防団員 10 人を含む

機械器具置場及び配備車両の現状

図表 4

令和7年4月1日現在

団本部・支団・分団名	区分(所在地)	機械器具置場			配備車両 ※2						
		構造※1	建築年月	経過年数	種別	購入年月	経過年数	4WD	MT	3.5t以上	
団本部	富岡町(消防本部内)				指令車	H25.2	12年	○			
本部分団	第1班(栃本町)	鉄骨造2階	S57.2	43年	本部車	H11.2	26年				
支 野 支 団	第1分団	第1班(高砂町)	鉄骨造2階	S57.3	43年	ポンプ車	R2.3	5年			
	第2分団	第1班(大蔵町)	鉄骨造2階	S59.12	40年	ポンプ車	H21.2	16年		○	
	第3分団	第1班(金屋仲町)	鉄骨造2階	S57.3	43年	ポンプ車	R3.3	4年			
	第4分団	第1班(七軒町)	鉄骨造2階	S58.3	42年	ポンプ車	H31.3	6年	○		○
		第2班(寺中町)	鉄骨造2階	H8.3	29年	積載車	H18.12	18年	○	○	
		第3班(植下町)	鉄骨造平屋	S63.3	37年	積載車	H15.12	21年	○	○	
	第5分団	第1班(田島町)	鉄骨造2階	S60.12	39年	ポンプ車	H23.2	14年			○
		第2班(船津川町)	鉄骨造平屋	S60.12	39年	積載車	R3.3	4年	○		
		第3班(伊保内町)	鉄骨造2階	S63.3	37年	積載車	R6.3	1年			
		第4班(大古屋町)	鉄骨造2階	H2.3	35年	積載車	H16.11	20年	○	○	
	第6分団	第1班(犬伏下町)	鉄骨造2階	S56.1	44年	ポンプ車	H24.10	12年			○
		第2班(富士町)	鉄骨造平屋	H7.2	30年	積載車	H24.3	13年			
		第3班(鏡塚町)	鉄骨造平屋	S57.12	42年	積載車	R4.3	3年			
		第4班(黒袴町)	鉄骨造2階	H17.12	19年	積載車	H17.12	19年	○	○	
	第7分団	第1班(堀米町(安良町))	鉄骨造平屋	H元.3	36年	ポンプ車	H18.11	18年	○	○	○
		第2班(堀米町(朱雀))	鉄骨造平屋	H9.3	28年	積載車	H31.3	6年	○		○
		第3班(奈良淵町)	鉄骨造2階	H22.3	15年	積載車	H15.12	21年	○	○	
	第8分団	第1班(並木町)	鉄骨造2階	H2.5	34年	ポンプ車	H21.11	15年			○
		第2班(小中町)	鉄骨造平屋	H4.3	33年	積載車	H25.1	12年			
		第3班(免鳥町)	鉄骨造平屋	S59.12	40年	積載車	R5.3	2年			
第9分団	第1班(馬門町)	鉄骨造2階	H元.3	37年	ポンプ車	H23.11	13年			○	
	第2班(高萩町)	鉄骨造2階	H6.3	31年	積載車	H21.11	15年			○	
	第3班(飯田町)	鉄骨造平屋	S61.3	39年	積載車	R6.3	1年	○			
	第4班(越名町)	鉄骨造2階	H8.3	29年	積載車	H14.11	22年	○	○		
	第5班(高山町)	鉄骨造平屋	H3.3	34年	積載車	H16.11	20年	○	○		
第10分団	第1班(村上町)	鉄骨造2階	S63.3	37年	ポンプ車	H29.3	8年			○	
	第2班(高橋町)	鉄骨造平屋	H5.2	32年	積載車	H26.2	11年	○			
	第3班(下羽田町)	鉄骨造平屋	H4.2	33年	積載車	H17.12	19年	○	○		
第11分団	第1班(赤見町(市場))	鉄骨造2階	S62.3	38年	ポンプ車	H21.11	15年			○	
	第2班(赤見町(町屋))	鉄骨造2階	H6.3	31年	積載車	R2.3	5年	○		○	
	第3班(赤見町(駒場))	鉄骨造平屋	H5.2	32年	積載車	R5.3	2年				
第12分団	第1班(石塚町)	鉄骨造2階	H3.3	34年	ポンプ車	H21.2	16年			○	
	第2班(出流原町)	鉄骨造平屋	H7.2	30年	積載車	H31.3	6年	○		○	
	第3班(寺久保町)	鉄骨造平屋	S62.3	38年	積載車	H20.1	17年	○		○	

団本部・支団 ・分団名		区分(所在地)	機械器具置場			配備車両 ※2					
			構造※1	建築年月	経過年数	種別	購入年月	経過年数	4WD	MT	3.5t以上
田 沼 支 団	第13分団	第1班(田沼町)	鉄骨造2階	H4.2	33年	ポンプ車	R4.3	3年			
	第14分団	第1班(吉水駅前)	鉄骨造2階	H15.3	22年	ポンプ車	H17.12	19年	○	○	○
	第15分団	第1班(栃本町)	鉄骨造平屋	S57.3	43年	ポンプ車	H18.11	18年	○	○	○
	第16分団	第1班(多田町)	木造平屋	S61.10	38年	ポンプ車	H19.9	17年			○
	第17分団	第1班(戸奈良町)	木造平屋	H6.2	31年	ポンプ車	H21.2	16年			○
	第18分団	第1班(戸室町)	木造平屋	H7.1	30年	ポンプ車	H27.2	10年	○		○
	第19分団	第1班(白岩町)	鉄骨造2階	H7.1	30年	ポンプ車	H21.11	15年			○
		第2班(長谷場町)	鉄骨造平屋	S54.8	45年	積載車	H30.1	7年	○		○
		第3班(作原町)	C B造平屋	S54.3	46年	積載車	H26.11	10年	○		
	第20分団	第1班(閑馬町(下))	鉄骨造2階	H4.2	33年	ポンプ車	H24.10	12年			○
		第2班(山形町)	鉄骨造平屋	H13.3	24年	積載車	H29.3	8年	○		○
		第3班(閑馬町(上))	鉄骨造2階	H20.2	17年	積載車	H29.11	7年	○		○
		第4班(下彦間町)	鉄骨造平屋	S54.8	45年	積載車	H28.2	9年	○		
	第21分団	第1班(飛駒町(1区))	鉄骨造2階	H5.1	32年	ポンプ車	R4.3	3年			
		第2班(飛駒町(2区))	鉄骨造平屋	H21.2	16年	積載車	H29.3	8年	○		○
第3班(飛駒町(3区))		鉄骨造平屋	S54.6	45年	積載車	H28.2	9年	○			
葛 生 支 団	第22分団	第1班(葛生東)	RC造2階	H23.3	14年	ポンプ車	H30.1	7年	○		○
	第23分団	第1班(葛生西)	RC造2階	S63.1	37年	ポンプ車	H27.12	9年	○		○
	第24分団	第1班(中町)	RC造2階	H11.3	26年	ポンプ車	H26.1	11年	○		○
	第25分団	第1班(会沢町)	鉄筋造平屋	H2.3	35年	ポンプ車	H21.11	15年			○
	第26分団	第1班(仙波町)	補強CB造平屋	S60.1	40年	ポンプ車	H15.1	22年	○	○	○
	第27分団	第1班(牧町)	鉄骨造2階	H元.8	35年	ポンプ車	H19.9	17年			○
	第28分団	第1班(仙波町)	鉄骨造2階	H19.3	18年	積載車	H26.2	11年	○		
	第29分団	第1班(柿平町)	RC造2階	H16.3	21年	ポンプ車	H27.2	10年	○		○
	第30分団	第1班(水木町)	RC造2階	H11.3	26年	ポンプ車	H23.11	13年			○
	第31分団	第1班(秋山町)	RC造2階	H8.3	29年	積載車	R7.3	0年	○		○
合計	32個分団	61班				62台					

※1 CBコンクリートブロック

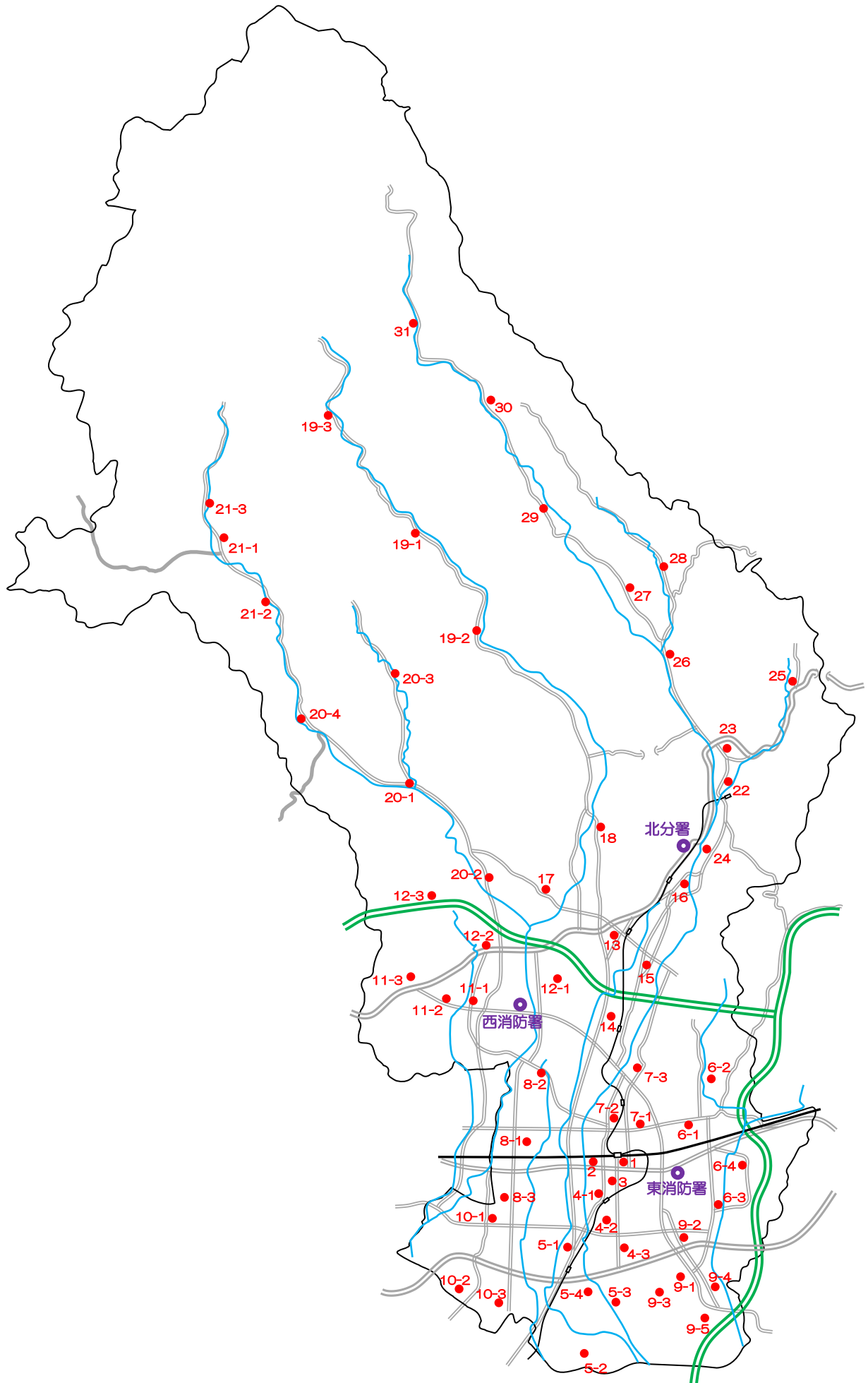
RC鉄筋コンクリート

※2 4WD四輪駆動車

MTマニュアルトランスミッション車

3.5t以上準中型自動車運転免許を要する消防自動車

消防署及び消防団機械器具置場配置図



機械器具置場及び配備車両の外観



機械器具置場



機械器具置場



ポンプ車



ポンプ車



積載車



積載車

第2節 消防団が抱える課題

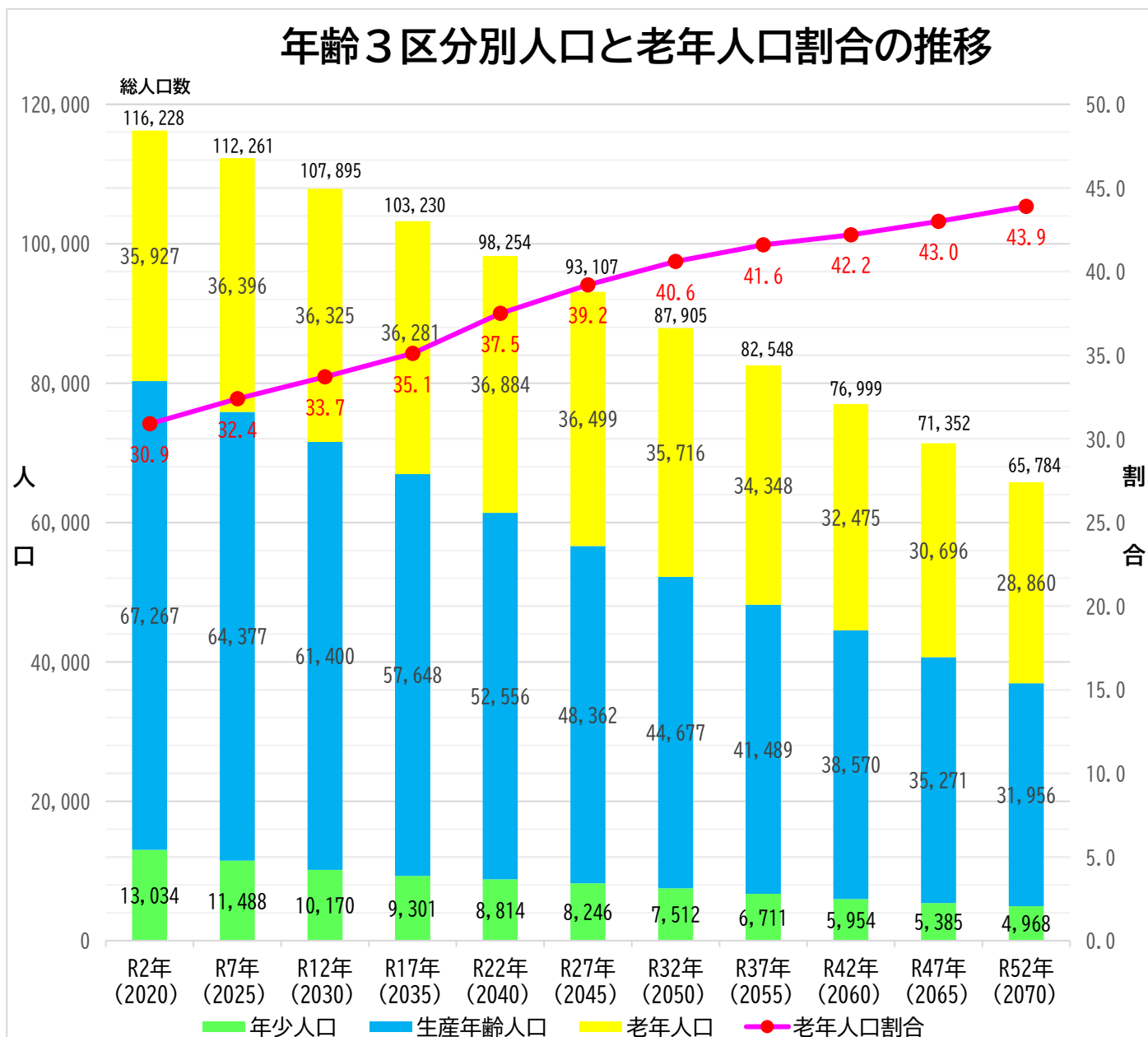
(1) 消防団員

① 社会環境の変化（図表7・8参照）

本市の総人口は今後も減少し、人口に占める年少人口及び生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口の割合は増加すると予想されていることから、若年層（34歳まで）を中心とした消防団員の確保が今後、益々困難になることが見込まれます。

図表7

単位：「人」及び「%」



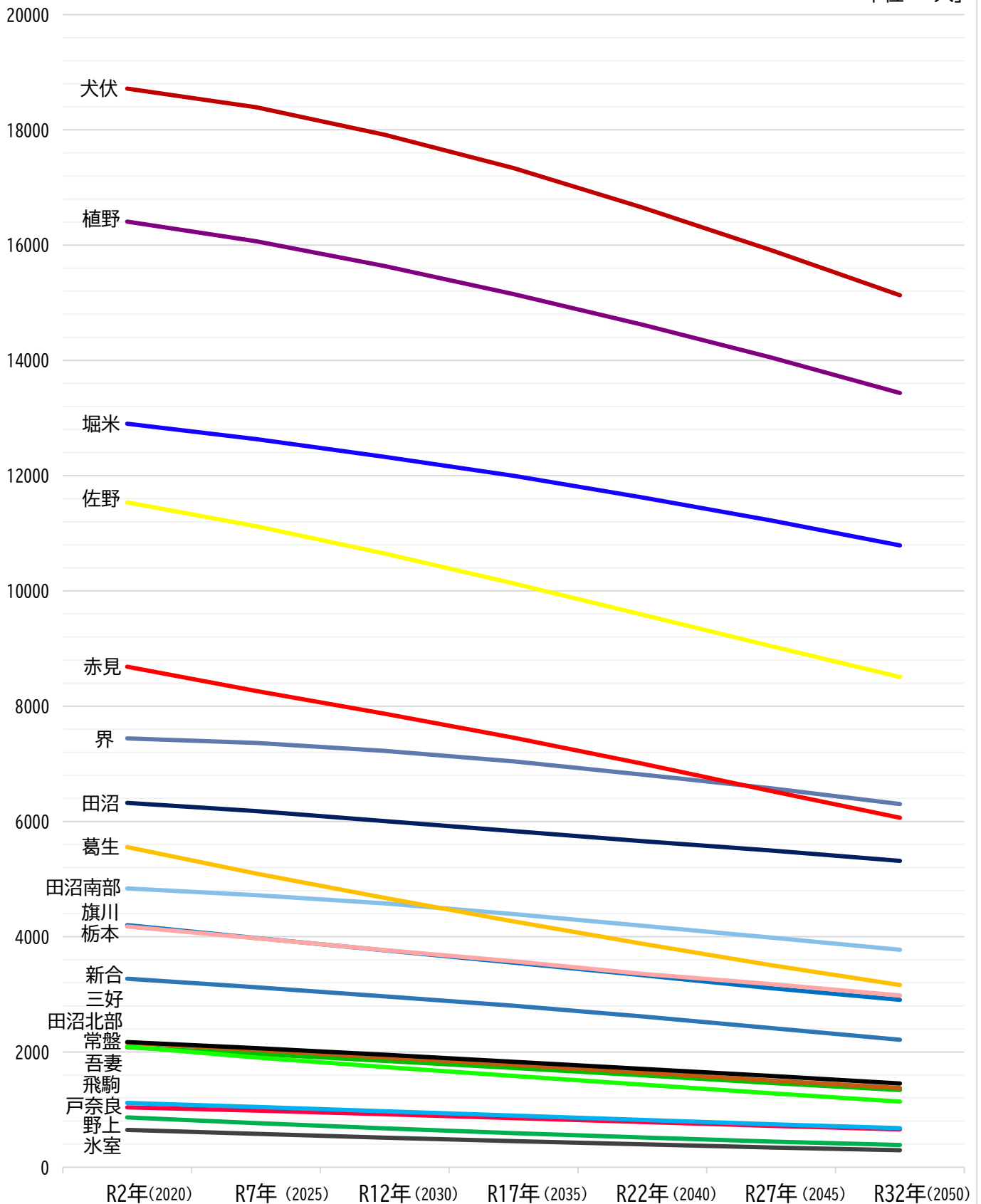
※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

資料：国立社会保障・人口問題研究所推計準拠（パターン1：令和2年国勢調査反映）をもとに作成

地区別将来人口の推移予測

図表 8

単位：「人」



※佐野、犬伏、植野、界、吾妻、堀米、旗川、赤見、田沼、田沼南部、栃本、田沼北部、戸奈良、三好、野上、新合、飛駒、葛生、常盤、氷室

※栃本町の一部（下田沼・原町・瓦町の3町会及び下町町会の一部）は田沼地区に属するが、地区別将来人口の推移予測では田沼地区として集計することができないため、栃本地区として集計している。

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を使用

② 消防団員数の減少等（図表9・10参照）

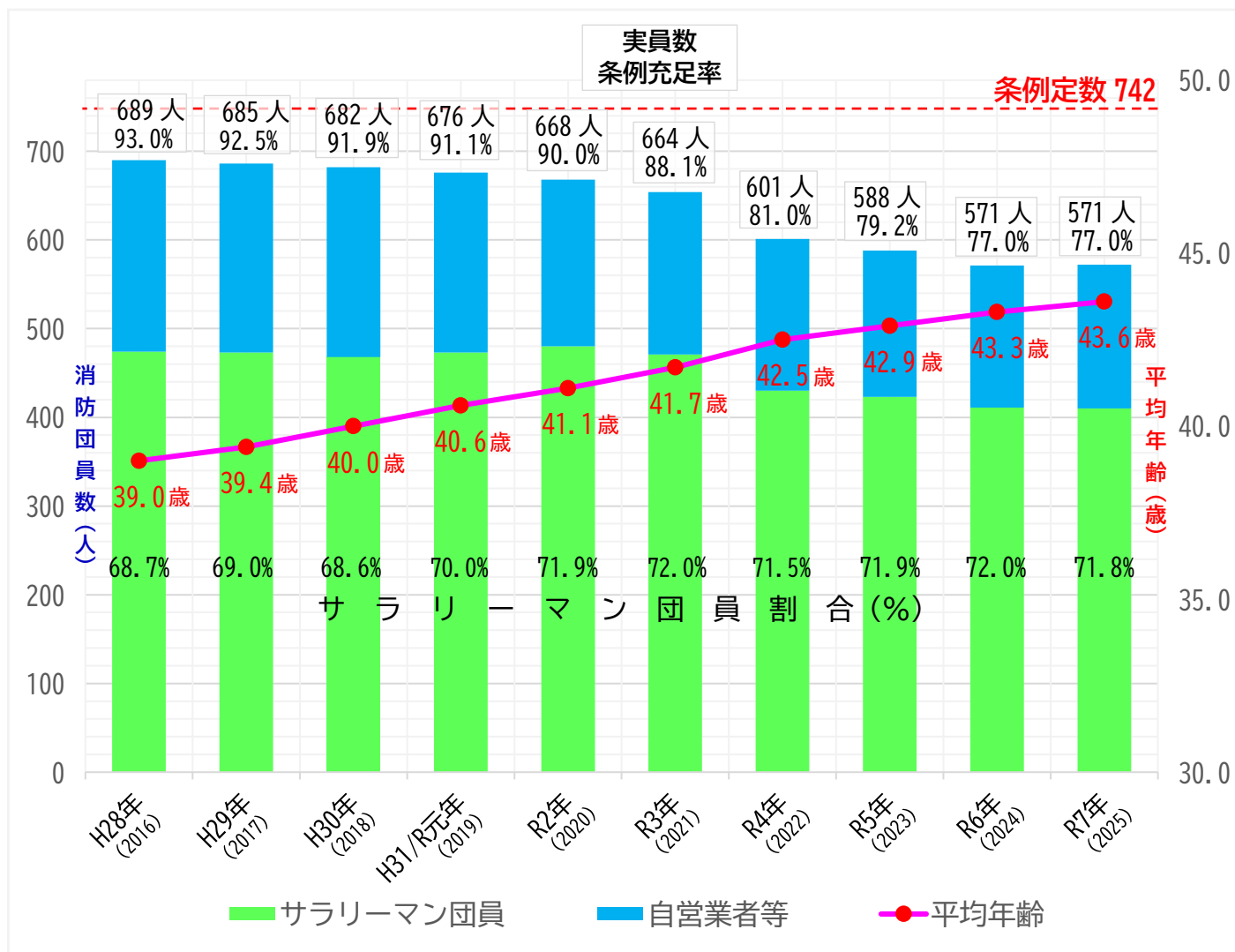
就業構造の変化や若年層の価値観、ライフスタイルの変化などの様々な要因により、消防団への新規入団者が減少するとともに、退団者数が新規入団者数を上回る状況が続き、消防団員数は減少し、平均年齢が上昇しています。

消防団員数の減少は地域防災力の低下に直結し、平均年齢の上昇は、体力的な衰えから現場活動における能力の低下につながります。

また、サラリーマン団員の割合は7割超で高止まりしており、特に平日日中の出動態勢の確保が困難となっています。このことにより、平日日中の時間帯に災害が発生した場合の出動の遅れや、団員が集まらず車両が出動できないなどの事案も生じています。

図表9

消防団員数（充足率）及び平均年齢、サラリーマン団員割合の推移



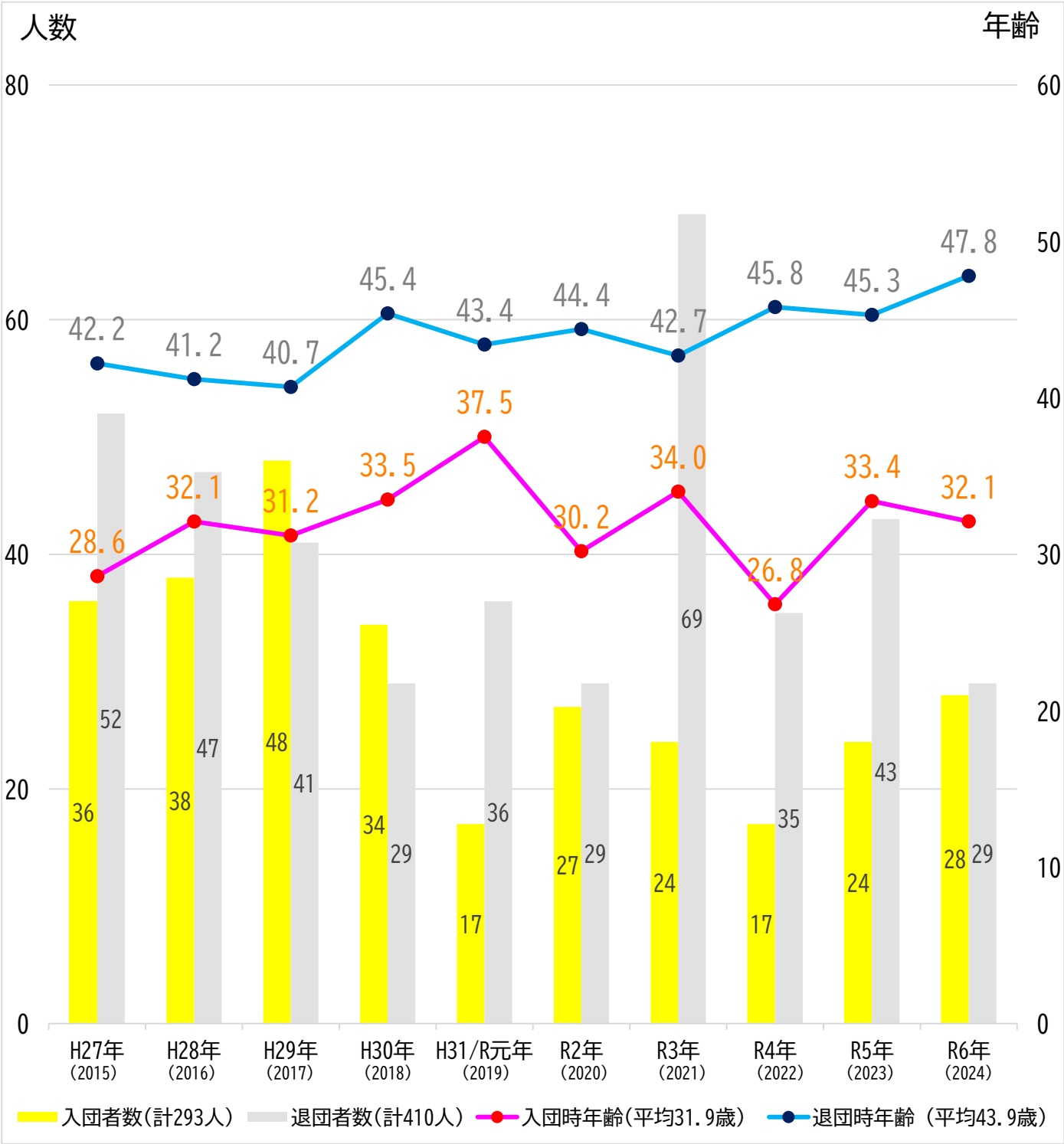
※基準日は各年4月1日

※「サラリーマン団員」・・・会社員、公務員等

「自営業者等」・・・自営業者、家族従事者、学生等

図表 10

年度ごとの入団・退団者数と平均年齢



(2) 組織体制

① 団本部

原則として支団単位で災害対応や運営を行っていることから、実情として副団長は担当する支団以外に所属する分団に対し管理監督や指揮命令を行っておらず、支団の枠を超えた活動を行う場合に支障が生じています。

また、近隣の消防団と比較すると副団長の数が多いことから、意思決定の遅延や責任の所在が不明確になるなど、組織の硬直化を招いています。

② 分団

ア 団本部所属の分団

団本部分団は、旧田沼町消防団の組織体制に所属していた分団であり、実情として市内全域の災害に出動できていません。

また、団本部分団に所属している女性消防団員は、実情として主体的な活動ができていません。

イ 支団所属の分団

支団所属の分団は、1から5班で構成され、定数も15人から45人となっており、分団の規模に統一性がありません。このため、班の数が多い分団を管理及び指揮する分団三役の負担が大きくなります。

また班の数が多い分団と比較し班の数が一つの分団は、初動対応の遅れや管轄区域内で災害が複数発生した場合にマンパワー不足が懸念されます。

(3) 機械器具置場と消防団車両

① 機械器具置場

61箇所の機械器具置場のうち、建築後30年以上経過した施設が46施設で、うち14施設は建築後40年以上が経過していることから、今後、大規模な修繕や建築設備の故障等の増加による施設の維持管理に要する経費の増加が予想されます。

また、実情として消防団員数が不足しているため、有効的な活用ができていない機械器具置場が存在します。

② 消防団車両

消防団が運用する車両62台の維持管理は、主に担当する分団の団員により行われており、毎月の定例訓練に合わせ、車体や消防ポンプ、各種機械器具の点検を行っています。また、団員数が減少する中で、維持管理に要する団員の負担が増加しています。

また、実情として消防団員数が不足しているため、有効的な活用ができていない車両が存在します。

第3章 消防団の再編

第1節 消防団組織の再編

本市消防団を取り巻く環境の変化や課題等を踏まえ、将来にわたり持続可能な活力ある消防団組織の構築と災害即応体制の強化を目的とした再編を行います。

(1) 組織体制（図表 11・12 参照）

迅速・的確で効果的・効率的な災害対応を行うため、指揮命令系統の明確化とスリム化を図るとともに、支団制の見直しを行います。

また、分団や班の再編は消防団や地域の意見のほか、地理的条件を勘案しつつ、社会環境の変化や消防団の現状などを総合的に勘案した見直しを行い、組織体制の再構築を行うことで地域防災力の向上を図ります。

① 団本部

団本部には団長及び副団長を配置し、支団制を廃止します。これにより、副団長の全分団に対する指揮命令権を明確にし、旧市町の枠組みを超えた連携協力体制を強化することで、総合的な災害対応力の強化を図ります。

また、団本部付で新たに女性部を創設し独自性を確保することで、女性消防団員がこれまで以上に主体的に活動できる環境を整備します。

② 方面隊

新たに3つの「方面隊」を創設し、各方面隊には構成する分団への管理監督及び指揮命令、並びに団本部との連絡調整を主たる任務とする方面隊長（副団長階級）を配置します。

これにより各方面隊の迅速な意思決定が可能となり、責任の所在を明確化することで消防団組織の硬直化を解消します。

③ 分団と管轄区域

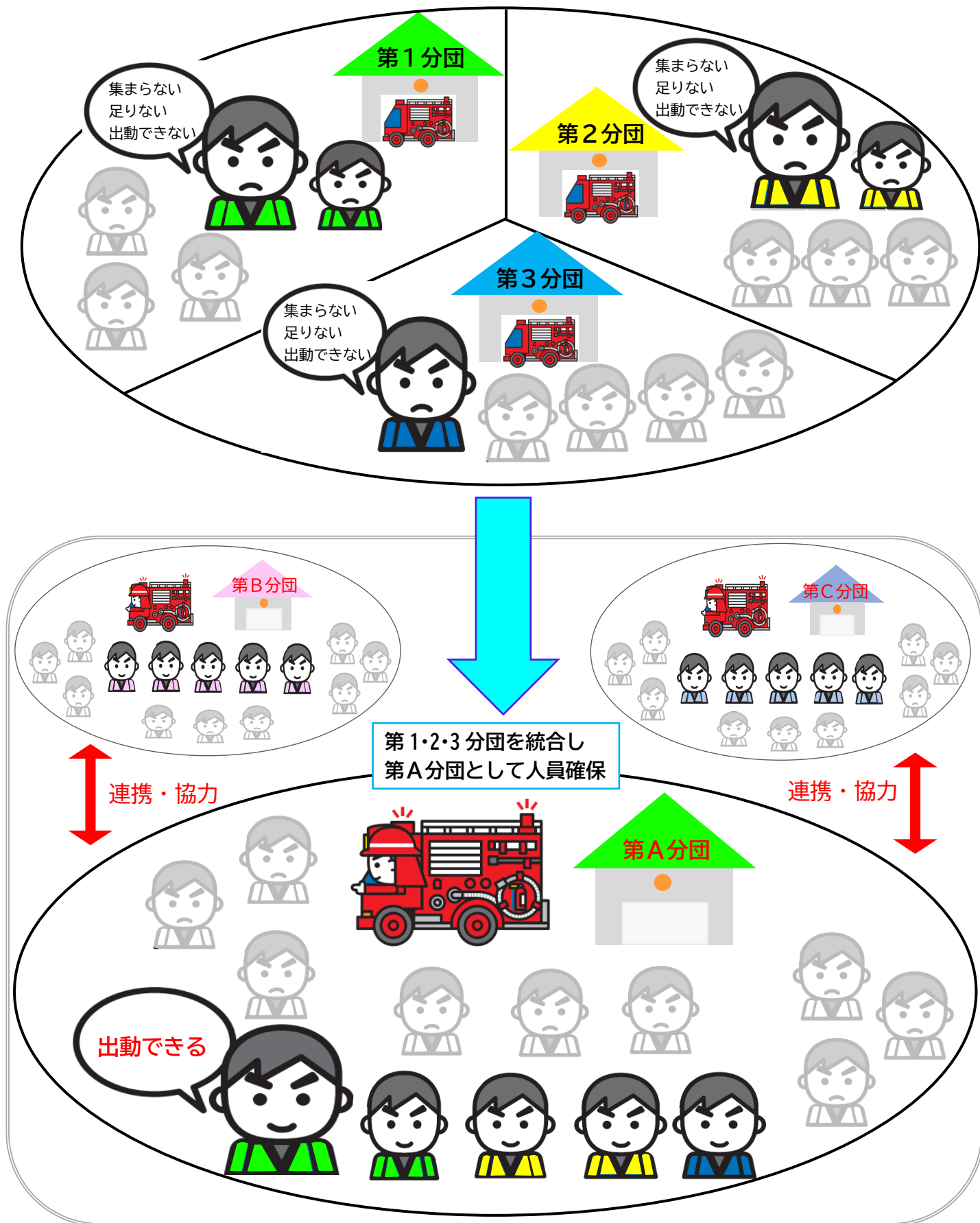
分団の統廃合による人員の集約と管轄区域の広域化を図り、迅速な初動対応と管轄区域内で災害が複数発生した場合のマンパワー不足を解消します。

④ 部

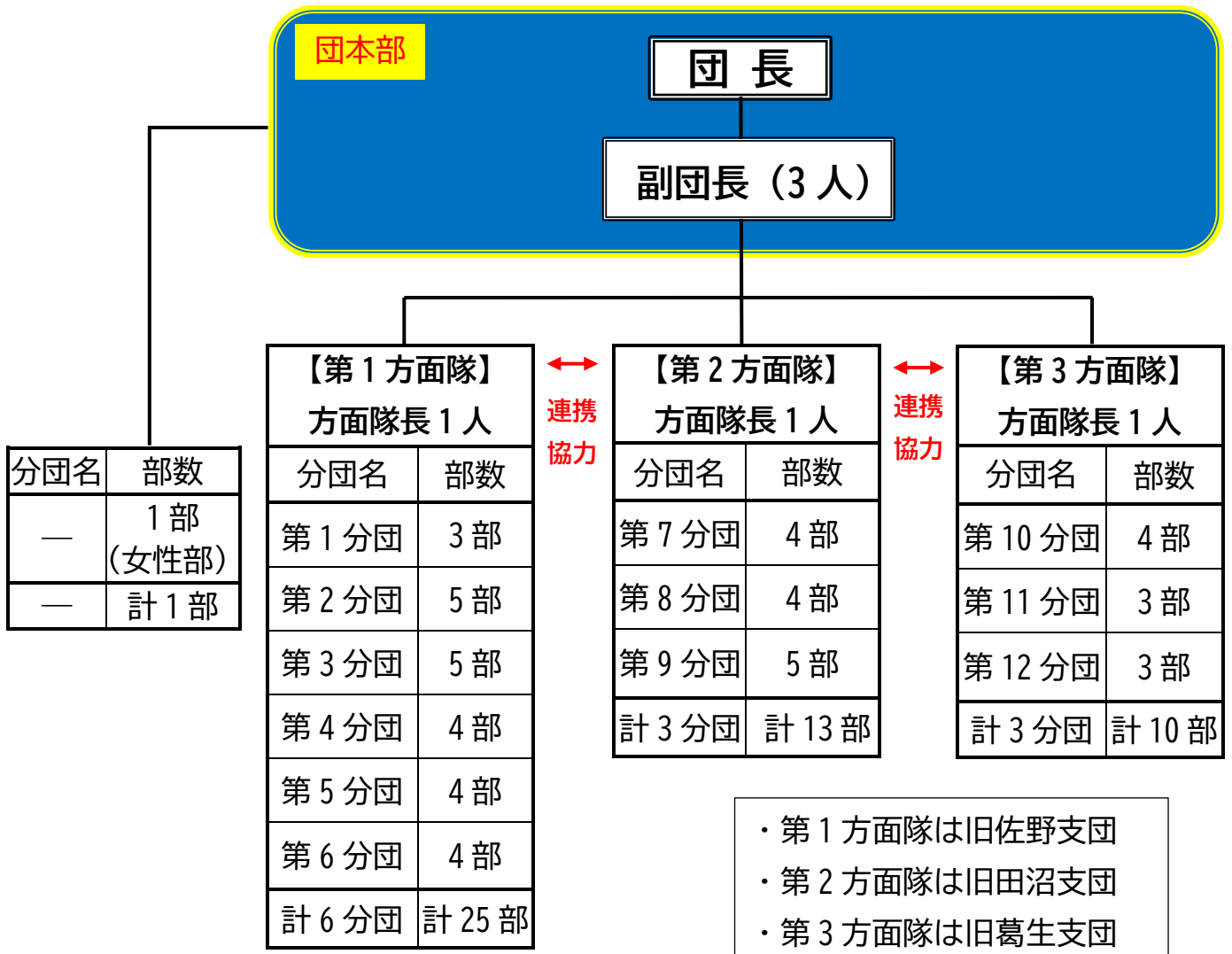
班を部に改め、分団は複数の部で構成するよう見直しを行います。

また、部ごとに部長を配置し、部を統括する部長階級の人員を増やすことで、権限や役割を分散し、分団三役の負担を軽減します。

統廃合のイメージ



消防団組織の新体制



再編後の管轄区域

図表 12

本部・方面隊・分団名		区分	所在地	管轄区域
団本部			富岡町 1391 (消防本部内)	市内全域
		女性部		
第 一 方 面 隊	第1分団	第1部	高砂町 675-3	久保町、相生町、高砂町、若松町、富岡町、 万町、伊賀町、本町、大蔵町、朝日町、大町、 大橋町、天神町、天明町、大和町、亀井町、 金屋下町、金屋仲町、金井上町、大祝町、 金吹町、浅沼町
		第2部	大蔵町 2977	
		第3部	金屋仲町 2434-3	
	第2分団	第1部	寺中町 2436-3	上台町、七軒町、寺中町、植野町、赤坂町、 植上町、植下町、若宮上町、若宮下町、 田島町、君田町、船津川町、伊保内町、 大古屋町、庚申塚町
		第2部	植下町 413-1	
		第3部	田島町 143	
		第4部	船津川町 1196-1	
		第5部	伊保内町 3922	
	第3分団	第1部	犬伏下町 1983	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、 関川町、米山南町、葎川町、富士町、大栗町、 町谷町、伊勢山町、黒袴町、西浦町、鎧塚町、 柴町、堀米町、奈良淵町、田之入町
		第2部	富士町 48-1	
		第3部	黒袴町 495-5	
		第4部	堀米町 268-1	
		第5部	奈良淵町 311-2	
	第4分団	第1部	並木町 1774-1	並木町、免鳥町、小中町、村上町、上羽田町、 高橋町、下羽田町
		第2部	小中町 221-1	
		第3部	村上町 232-1	
		第4部	高橋町 585-5	
	第5分団	第1部	馬門町 1531-2	馬門町、北茂呂町、茂呂山町、高萩町、 飯田町、高山町、越名町
		第2部	高萩町 355	
		第3部	飯田町 702	
第4部		高山町 1772-1		
第6分団	第1部	石塚町 1524-3	石塚町、赤見町、出流原町、寺久保町	
	第2部	赤見町 4841-1		
	第3部	赤見町 1219-3		
	第4部	出流原町 1032-1		

本部・方面隊・分団名		区分	所在地	管轄区域
第二方面隊	第7分団	第1部	田沼町 566-10	田沼町、栃本町、小見町、吉水町、新吉水町、吉水駅前1丁目・2丁目・3丁目、多田町、山越町
		第2部	吉水駅前 1-19-1	
		第3部	栃本町 2047-6	
		第4部	多田町 940-3	
	第8分団	第1部	戸室町 1057-1	戸奈良町、戸室町、岩崎町、船越町、作原町、白岩町、長谷場町、御神楽町
		第2部	戸奈良町 970-7	
		第3部	白岩町 484-2	
		第4部	長谷場町 430-1	
	第9分団	第1部	閑馬町 360-8	山形町、閑馬町、下彦間町、梅園町、飛駒町
		第2部	山形町 509-3	
		第3部	閑馬町 1382-6	
		第4部	飛駒町 1565-4	
第5部		飛駒町 688-1		
第三方面隊	第10分団	第1部	葛生東 1-11-8	葛生東 1丁目・2丁目・3丁目、葛生西 1丁目・2丁目・3丁目、長坂町、富士見町、山菅町、あくど町、築地町、宮下町、鉢木町、嘉多山町、中町、会沢町
		第2部	葛生西 3-3-19	
		第3部	中町 1268-8	
		第4部	会沢町 662-3	
	第11分団	第1部	仙波町 70-1	豊代町、仙波町、牧町
		第2部	牧町 123-2	
		第3部	仙波町 1733	
	第12分団	第1部	柿平町 459-2	柿平町、水木町、秋山町
		第2部	水木町 1038-1	
		第3部	秋山町 696-1	
計	12分団	49部		

(2) 人員配置 (図表 13 参照)

災害時の迅速な初動対応と長時間の活動における交代要員を考慮し、再編後に必要となる団員数の基準を次のとおりとします。

また、再編により廃止または統合となる分団に所属する消防団員は、他の分団又は統合先の部等に編入します。

① 団本部

団本部には、団長 1 人、副団長 3 人を配置します。

また、女性部には部長 1 人と班長 2 人、ほか複数団員を配置します。

② 方面隊

方面隊には、方面隊長（副団長階級）3 人を配置します。

③ 分団

分団には、分団長 1 人、副分団長 1 人を配置します。

④ 部

部には、部長 1 人と班長 2 人、ほか複数団員を配置します。

(3) 機械器具置場と消防団車両 (図表 13・14 参照)

① 機械器具置場

分団には、部単位で 1 施設を配備します。

② 消防団車両

分団には、部単位でポンプ車を 1 台と、複数の積載車を配備します。

③ 再編後の機械器具置場と消防団車両の取扱い

再編により使用しないものは、原則廃止とします。

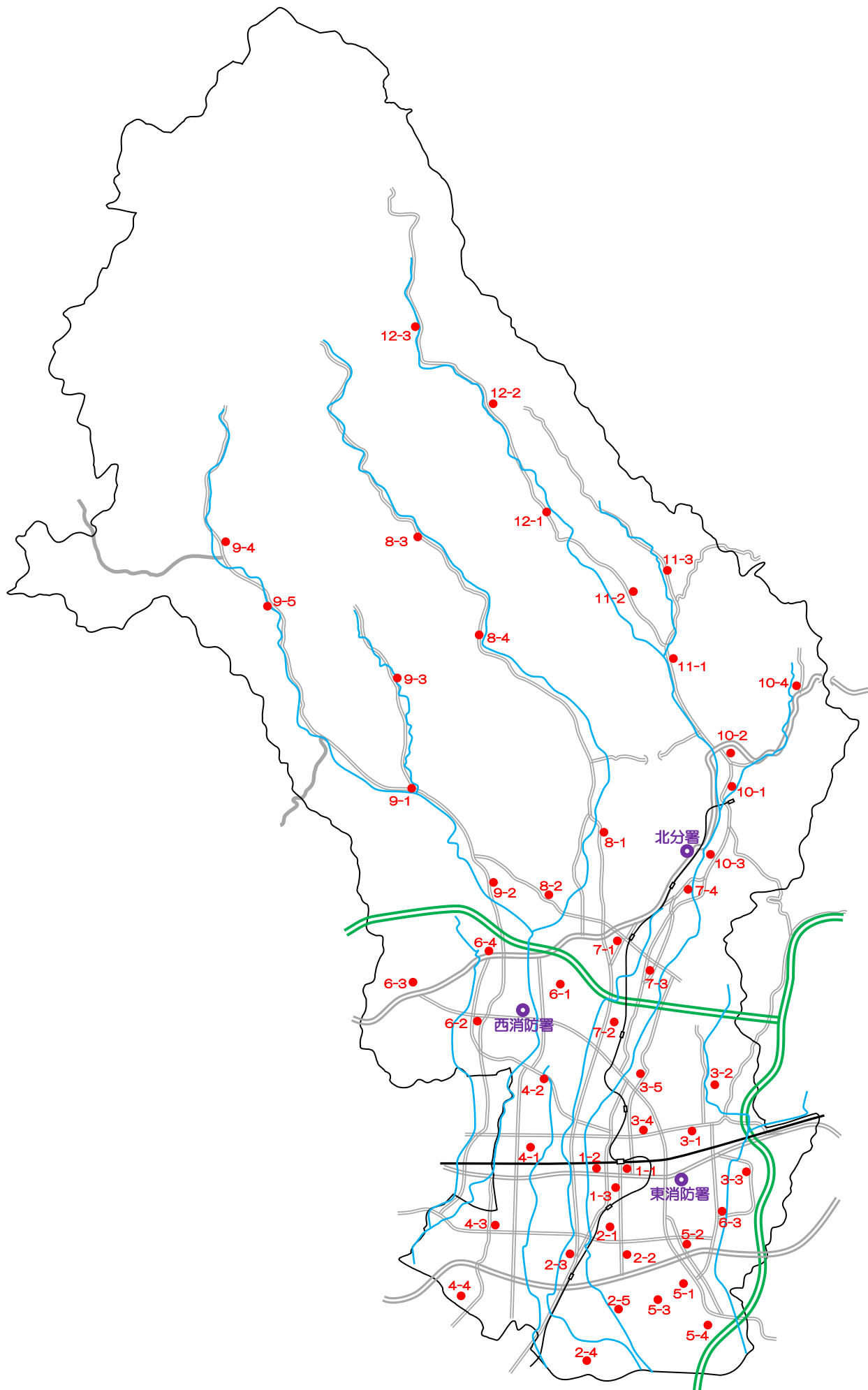
再編後の新体制

図表 13

現 行				新 体 制					
団本部・支団・分団名	班及び所在地		定 数	車両種別	団本部・方面隊・分団名等	部及び所在地		定 数	車両種別
団本部	富岡町 (消防本部内)	第1班	32人	指令車	団本部	富岡町 (消防本部内)	29人	/	
団本部分団				本部車	団本部分団は廃止				
		栃本町			女性部を創設	女性部			
佐野支団	/		(副団長兼務3人)	/	第1方面隊	/		1人	/
第1分団	第1班	高砂町	15人	ポンプ車	第1分団	第1部	高砂町	45人	ポンプ車
第2分団	第1班	大蔵町	15人	ポンプ車		第2部	大蔵町		積載車
第3分団	第1班	金屋仲町	15人	ポンプ車		第3部	金屋仲町		積載車
第4分団	第1班	七軒町	33人	ポンプ車	第2分団	第1・2部と統合		71人	/
	第2班	寺中町		積載車		第1部	寺中町		ポンプ車
	第3班	植下町		積載車		第2部	植下町		積載車
第5分団	第1班	田島町	38人	ポンプ車		第3部	田島町		積載車
	第2班	船津川町		積載車	第4部	船津川町	積載車		
	第3班	伊保内町		積載車	第5部	伊保内町	積載車		
	第4班	大古屋町		積載車	第3・4・5部と統合		/		
第6分団	第1班	犬伏下町	42人	ポンプ車	第3分団	第1部	犬伏下町	75人	ポンプ車
	第2班	富士町		積載車		第2部	富士町		積載車
	第3班	鍬塚町		積載車		第1・2・3部と統合			/
	第4班	黒袴町		積載車		第3部	黒袴町		積載車
第7分団	第1班	堀米町(安良町)	33人	ポンプ車	第4分団	第4部	堀米町(安良町)	62人	積載車
	第2班	堀米町(朱雀)		積載車		第4・5部と統合			/
	第3班	奈良淵町		積載車		第5部	奈良淵町		積載車
第8分団	第1班	並木町	31人	ポンプ車	第5分団	第1部	並木町	45人	ポンプ車
	第2班	小中町		積載車		第2部	小中町		積載車
	第3班	免鳥町		積載車		第1・2部と統合			/
第10分団	第1班	村上町	31人	ポンプ車		第3部	村上町		積載車
	第2班	高橋町		積載車	第4部	高橋町	積載車		
	第3班	下羽田町		積載車	第3・4部と統合		/		
第9分団	第1班	馬門町	45人	ポンプ車	第5分団	第1部	馬門町	45人	ポンプ車
	第2班	高萩町		積載車		第2部	高萩町		積載車
	第3班	飯田町		積載車		第3部	飯田町		積載車
	第4班	越名町		積載車		いずれかの部と統合			/
	第5班	高山町		積載車		第4部	高山町		積載車

現 行					新 体 制				
第 11 分団	第 1 班	赤見町(市場)	33 人	ポンプ車	第 6 分団	第 2 部	赤見町(市場)	66 人	積載車
	第 2 班	赤見町(町屋)		積載車		第 2・3 部と統合			
	第 3 班	赤見町(駒場)		積載車		第 3 部	赤見町(駒場)		積載車
第 12 分団	第 1 班	石塚町	33 人	ポンプ車		第 1 部	石塚町		ポンプ車
	第 2 班	出流原町		積載車		第 4 部	出流原町		積載車
	第 3 班	寺久保町		積載車		第 1・4 部と統合			
田沼支団			(副団長兼務3人)		第 2 方面隊			1 人	
第 13 分団	第 1 班	田沼町	20 人	ポンプ車	第 7 分団	第 1 部	田沼町	65 人	ポンプ車
第 14 分団	第 1 班	吉水駅前	15 人	ポンプ車		第 2 部	吉水駅前		積載車
第 15 分団	第 1 班	栃本町	15 人	ポンプ車		第 3 部	栃本町		積載車
第 16 分団	第 1 班	多田町	15 人	ポンプ車		第 4 部	多田町		積載車
第 17 分団	第 1 班	戸奈良町	15 人	ポンプ車	第 8 分団	第 2 部	戸奈良町	61 人	積載車
第 18 分団	第 1 班	戸室町	15 人	ポンプ車		第 1 部	戸室町		ポンプ車
第 19 分団	第 1 班	白岩町	31 人	ポンプ車		第 3 部	白岩町		積載車
	第 2 班	長谷場町		積載車		第 4 部	長谷場町		積載車
	第 3 班	作原町		積載車		第 3・4 部と統合			
第 20 分団	第 1 班	閑馬町(下)	39 人	ポンプ車	第 9 分団	第 1 部	閑馬町(下)	70 人	ポンプ車
	第 2 班	山形町		積載車		第 2 部	山形町		積載車
	第 3 班	閑馬町(上)		積載車		第 3 部	閑馬町(上)		積載車
	第 4 班	下彦間町		積載車		第 1・2・3 部と統合			
第 21 分団	第 1 班	飛駒町(1区)	31 人	ポンプ車		第 4 部	飛駒町(1区)		積載車
	第 2 班	飛駒町(2区)		積載車		第 5 部	飛駒町(2区)		積載車
	第 3 班	飛駒町(3区)		積載車	第 4・5 部と統合				
葛生支団			(副団長兼務3人)	指令車	第 3 方面隊			1 人	
第 22 分団	第 1 班	葛生東	15 人	ポンプ車	第 10 分団	第 1 部	葛生東	60 人	ポンプ車
第 23 分団	第 1 班	葛生西	15 人	ポンプ車		第 2 部	葛生西		積載車
第 24 分団	第 1 班	中町	15 人	ポンプ車		第 3 部	中町		積載車
第 25 分団	第 1 班	会沢町	15 人	ポンプ車		第 4 部	会沢町		積載車
第 26 分団	第 1 班	仙波町	15 人	ポンプ車	第 11 分団	第 1 部	仙波町	45 人	ポンプ車
第 27 分団	第 1 班	牧町	15 人	ポンプ車		第 2 部	牧町		積載車
第 28 分団	第 1 班	仙波町	15 人	積載車		第 3 部	仙波町		積載車
第 29 分団	第 1 班	柿平町	15 人	ポンプ車	第 12 分団	第 1 部	柿平町	45 人	ポンプ車
第 30 分団	第 1 班	水木町	15 人	ポンプ車		第 2 部	水木町		積載車
第 31 分団	第 1 班	秋山町	15 人	積載車		第 3 部	秋山町		積載車
計 32 分団	計 61 班		742 人	計 62 台	計 12 分団	計 49 部 (女性部を含む)		742 人	計 48 台

再編後の消防署及び消防団機械器具置場配置図



第2節 スケジュール(図表 15 参照)

新体制へ移行は、令和10年4月1日とします。

なお、移行までの間は、地域住民等に対し担当分団の周知や新分団三役等との顔の見える関係を構築するなど、新たな連携・協力体制を推進します。また、新体制への移行に万全を期すため、消防団の再編に伴う出動、協力体制や権限の再構築をはじめとする機構改革に関する内部協議を行い、災害即応体制の強化に向けた十分な準備を進めます。

図表 15

消防団再編スケジュール

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	計画期間				
消防団	説明・意見交換※1		機構改革に伴う人事・運営体制や連携・協力体制の再構築等に関する内部協議		新体制に移行
町会	説明・意見交換※1		説明		
再編計画策定委員会・懇談会		計画(案)の策定			
市			・例規改正※2 ・改修方針等※3の決定	改修方針等に基づく対応 ・不用施設等※4の方針検討	除却等開始※5

※1・・・消防団の現状と再編の必要性及び方向性等

※2・・・佐野市消防団条例、佐野市消防団規則等（適用は令和10年4月1日）

※3・・・消防団機械器具置場及び消防団車両の表示等の改修、並びに車両の再配置

※4・・・使用しない機械器具置場及び消防団車両

※5・・・不用施設・車両の処分等

資料編

佐野市消防団再編計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市消防団再編計画（以下「再編計画」という。）の策定又はその変更をするため、佐野市消防団再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再編計画又はその変更の素案に対し意見を述べること。
- (2) 佐野市消防団再編計画策定懇談会設置要綱（令和7年佐野市告示第153号）第1条に規定する佐野市消防団再編計画策定懇談会からの前号の素案に対する意見を検討すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再編計画に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は消防長を、副委員長は危機管理監を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

財政課長 財産活用課長 行政経営課長 危機管理課長 市民生活課長 人権・男女共同参画課長 消防次長 総務課長 警防課長 東消防署長 西消防署長

佐野市消防団再編計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市消防団再編計画（以下「再編計画」という。）の策定又はその変更に当たり、再編計画又はその変更の素案について意見を聴くため、佐野市消防団再編計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、再編計画又はその変更の素案に関し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) 佐野市自主防災組織連絡協議会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) 佐野市防災士連絡会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (5) 佐野市女性防火クラブに属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (6) 市民
- (7) 佐野市消防団長
- (8) 佐野警察署の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、消防長が必要があると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、再編計画が策定される日又は変更される日までとする。

2 市長は、前条第2項第2号から第5号までの規定のいずれかに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○佐野市消防団再編計画策定懇談会委員

No.	区 分	職 名	氏 名
1	1号委員	佐野日本大学短期大学准教授	田 村 田
2	2号委員	佐野市町会長連合会理事	田 村 僚 二
3	3号委員	佐野市自主防災組織連絡協議会会長	金 田 彰 二
4	4号委員	佐野市防災士連絡会会長	金 子 好 雄
5	5号委員	佐野市女性防火クラブ会長	葛 貫 郁 子
6	6号委員	市民（佐野市女性人材バンク）	熊 倉 百 合 子
7	〃	〃	今 井 美 砂 子
8	〃	市民（佐野日本大学短期大学学生）	青 村 茄 菜 子
9	〃	〃	阿 部 彩 華
10	7号委員	佐野市消防団長	谷 和 文
11	8号委員	佐野警察署警務課長	青 木 浩 二

佐野市消防団再編計画

令和 8 (2026) 年 3 月

発行 佐野市
編集 佐野市消防本部総務課
〒327-0844 栃木県佐野市富岡町 1391 番地
TEL 0283-23-9946
FAX 0283-22-4441
E-mail 119.soumu@city.sano.lg.jp
URL <https://www.city.sano.lg.jp>